

## 令和3年度熊本市交通事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和3年度熊本市交通事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第2条 予算第5条に定めた債務負担行為の事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

(追加分)

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
精算業務に係る現金等輸送業務委託	令和3年度～令和4年度	7,300

熊 本 市 長 大 西 一 史

## 債務負担行為に関する調書

(追加分)

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務 発 生 ( 見 込 ) 額		当該年度以降の支払義務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国(県)補助金	企業債	そ の 他
		年 度	千 円	年 度	千 円	千 円	千 円	千 円
精算業務に係る 現金等輸送 業務委託	千円 7,300	年度	千円	年度 令和3~4	千円 7,300	千円	千円	千円 7,300